

## 質 問 書 (回 答)

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2021 年 7 月 8 日

「南スーダン国スポーツを通じた平和促進プロジェクト」

(公示日:2021 年 6 月 23 日/調達管理番号:21a00284)について、質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.5(6)見積書	今回、遠隔の本邦研修が予定されています。通常の本邦研修については、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」において細かな実施プロセスが書かれておりますが、遠隔の場合、何か実施に伴うルールやガイドラインの類はありますでしょうか。	コンサルタント契約における遠隔研修の実施に伴うガイドラインはありませんので、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠ください。 なお、遠隔で実施する本邦研修は、9月に締結予定の本案件の本体契約に組み込んで実施します。(通常の本邦研修は、課税対象のため「技術研修等支援業務」として、別途契約締結します。)
2	P.21 (4)スポーツを通じた平和促進活動の効果測定について	JICA 緒方研究所が行う活動の側面支援及び本事業における効果測定調査と同活動との重複を避けるための参考とするため、同研究所が対象国で実施している研究活動の対象者(地)や調査方法など可能な範囲でご教示ください。	JICA 緒方研究所のスポーツと平和・開発に関する南スーダンにおける研究について、対象者は第 6 回国民結束の日スポーツ大会(NUD6:2022 年 1・2 月開催予定)の参加者(選抜された選手:計 400 名)及び非参加者(選抜されなかった選手:計 400 名)を予定しており、NUD6 の前後で 10 の州都において調査を行う予定です。調査方法としては対象者への質問票による調査、Focus Group Discussion (FGD) 及び Semi Structured Interview、Key Informative

			Interview(KII)を実施予定です。 また、まだ実施の確定はしていませんが、NUD6の際に上記の参加者と非参加者に対して経済実験(独裁者ゲーム、公共財ゲーム等)を利用した調査を実施する可能性があります。NUD7以降のJICA 緒方研究所による調査は現時点では未定です。
3	P.17~18 (5)活動	各成果において現地国内研修が活動に含まれていますが、当該研修に係る経費は定額計上(「経理処理ガイドライン(p.13)」)ではなく、(再委託とするかどうかも含め)個別に提案し、積算・計上するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。コンサルタント団員による研修、現地傭人を活用した研修(ドナー連携含む)、再委託による研修などの手法含めてご提案いただき、積算・計上ください。
4	P.32~34 全体	当該範囲内各所において「~計上すること」との記述がありますが、特に指定がない(「別見積」との記述がない)場合、本見積への計上という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、特に指定がない(「別見積」との記述がない)場合、本見積として計上ください。
5	P.32 (4) 供与機材の調達	「経理処理ガイドライン(p.18)」に「機材購入費は、原則として、企画競争説明書に規定した定額を見積金額として計上することを求めます」とありますが、今回記載のノート PC3 台(及び新たに提案する資機材)については、定額ではなく個別に積算・計上するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、今回記載のノート PC3 台(及び新たに提案する資機材)については、定額ではなく個別に積算・計上をお願いします。
6	P.33 (5) 2) 現地における傭人費	「行政官の給与遅配が常態化~」という問題が記述されていますが、本事業を「一般業務費の特例を認める国・地域での技術協力」と理解し、カウンターパートの超過勤務に係る手当及び給与ができません。また、別見積として計上してください。	本事業を「一般業務費の特例を認める国・地域での技術協力」と理解し、カウンターパートの超過勤務に係る手当及び給与を計上することができます。また、別見積として計上してください。

		<p>与補填(経理処理ガイドライン p.15)を計上することが認められるのかご教示ください。また、認められる場合は本見積、別見積どちらへの計上となるのかご教示ください。</p>	<p>い。なお、手当及び給与補填の対象となる超過勤務は基本的には NUD の大会期間中の活動に限定しますが、カウンターパートのその他の活動で超過勤務手当や給与補填が必要であると考えられる活動がある場合は、見積に計上いただいて構いません(但し、JICA 南スーダン事務所及び CP 機関とあらかじめ調整することを想定します。)</p>
7	P.34 (6)現地再委託	<p>広報活動の全部または一部を現地再委託として計上することは可能でしょうか。</p>	<p>広報活動の全部または一部を現地再委託として計上いただくことは可能です。広報活動については、現地再委託が含まれる場合でも、別見積への計上としてください。</p> <p>また、日本国内や国際会議での広報活動実施については、プロポーザルでご提案いただき、その経費についても、別見積への計上としてください。</p>
8	P.34 (7)国別研修に係る経費	<p>「招へい及び国別研修実施に係る必要経費については、別見積とすること」とありますが、「経費処理ガイドライン(p.21)」には、「(当該諸経費については)原則として、企画競争説明書に規定した定額を見積金額として計上することを求めます」とあります。本プロポーザルでは、定額計上ではなく、各種経費を個別に積算・計上していくという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>本件、定額計上といたします。</p> <p>企画競争説明書 P34(7)国別研修に係る経費を、以下のとおり修正します。</p> <p>「招へい及び国別研修実施に係る必要経費については、1回の遠隔研修経費 500 千円×4回=2,000 千円、1回の国別研修経費 2,000 千円×4 回=8,000 千円として、別見積もりとすること。」</p>

上記質問における見積の取扱いは以下のとおりです。

質問番号		見積の取扱い
1	遠隔の本邦研修	本見積に定額計上 2,000 千円 (500 千円/回×4 回)
	本邦研修	別見積として、定額計上 8,000 千円 (2,000 千円/回×4 回) ※「技術研修等支援業務」として別途契約締結する。
3	現地国内研修	本見積に積算、計上 (再委託の提案分も含める)
5	供与機材 (ノート PC3 台含む)	本見積に積算、計上
6	C/P の超過勤務手当、給与補填	別見積として、積算計上 (原則、NUD の大会期間のみであるが、その他の活動も、必要に応じ計上可能。)
7	広報活動	別見積として、積算計上 (現地再委託の場合も、別見積。)
8	国別研修	質問番号 1 のとおり

以上